くらしの法律救急箱



第26回

財産分与に関するギモン

離婚協議の時によく言われる財産分与とは何ですか。



清算の対象とはなりません。 民法には「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。」と定められています。夫婦が婚姻期間中に協力して築いた財産があれば、離婚時に清算するのが一般的です。 夫婦が協力して築いた財産であれば、たとえ夫婦の一方のみの名義とされていても、財産分与の対象となります。他方、夫婦の一方が相手方の協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈店算の対象とはなりません。



ばよいのですか。当事者同士では協議がととのわないときはどうすれ



この場合、家庭裁判所に決定してもらうこととなり

ですが、離婚の時から2年以内という制限があります。のとされています。財産分与の請求は離婚後でも可能るべきかどうか、また、分与の額及び方法を定めるもます。家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得ます。家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得



財産分与の割合は2分の1と決まっているのですか





してもらえますか。 夫の単独名義の自宅不動産がありますが、財産分与



財産が夫の単独名義であっても、それが夫婦の協力



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録(大阪弁護士会)。 2006年、小島法律事務所開設。

にかし、婚姻期間が短い夫婦の場合など、自宅不動産がオーバーローンの状態となり、全体としてみるとマイナスの財産となってしまうことから、しばしばトラブルの種になります。このときの解決方法に決まりがあるわけではありませんが、①不動産を売却してしまい、残った負債をどのように負担するかを夫婦で協議する、②夫の財産とのように負担するかを夫婦で協議する、②夫の財産とのように負担するかを夫婦で協議する、②夫の財産とめ、夫が住宅ローンを払い続ける(妻は自宅に関する権利を持たない代わりに、ローンも負担しない)、③る権利を持たない代わりに、ローンも負担しない)、③る権利を持たない代わりに、ローンも負担しない)、③もらい、夫が財産分与がわりに住宅ローンの支払いをもらい、夫が財産分与がわりに住宅ローンの支払いをもらい、夫が財産分与がわりには、ローンの支払いをもらい、夫が財産分与がわりには、ローンの表別による。

0 5

るのでしょうか。婚によって妻は連帯保証人の立場を外れることはできばーンを借り、妻が連帯保証人となっていました。離自宅を購入する際に、夫が主たる債務者として住宅



証人との間の契約であり、離婚したからといって責任連帯保証契約は、債権者(金融機関など)と連帯保

を免れるわけではありません。もともと、夫婦、という特別な関係があるからこそ、連帯保証人になっているのですが、残債務が大きいときなどは、離婚によっても連帯保証人の責任から解放してもらうことは容易ではありません。そのため、妻に代わって主たる債務ではありません。そのため、妻に代わって主たる債務ではありません。そのため、妻に代わって主たる債務ではありません。もともと、夫婦、といを免れるわけではありません。もともと、。夫婦、とい

り、

妻は、

によって築かれた財産であれば、財産分与の対象とな

財産分与を求めることができます。

、主たる債務者の協力が必要となるでしょう。いずれにしても、債権者(金融機関など)との協議

や、



でしょうか。 夫が将来もらう退職金は、財産分与の対象になるの



一されていません。
「お来の退職金が受領できる確実性が高い場合には、将来の退職金が受領できる確実性が高い場合には、将来の退職金が受領できる確実性が高い場合には、